

に於て。反物として之に就き多量に解する。此等並に。方法

(5) 第廿九議會に對する斗争方針の件 (水谷君三郎) (議案一四四)

中止する。同宗旨のつて説明。可快

(6) 地方議會斗争方針の件 (田方清臣) 可快

(7) 社寺遊強制定反對の件 (和歌山、海田潜) 可快

(8) 府縣公議會選舉 討論の件 (鈴木茂三郎) 可快

(9) 帝心主義の移民政策反對の件 (阿部茂吉) 可快

△ 動議 (中山伊三雄)

東京市電爭議に就き、東京市當局に苦言を呈する件。

二月二十六日に争ひの抗議するもの。可快

(10) 封建的封建差別施設の件 (田原春次) (中止) 可快

(11) 大衆保健制及樹立に由する件 (田中輝伯) 可快

手島剛毅より修正動議「宗廟産業の保護 産業及業の確立」

10 合同問題に對する件 (三宅正一) (二十三年會公共同建案)

【附註】
本會は、大衆の福利を第一とし、
政治的利害を超越して、
國民の共同の利益を追求するものなり。
【議案の要旨】
一、本會の目的は、國民の福利の増進に在り。
二、本會の活動は、政治的利害を超越して、國民の共同の利益を追求するものなり。
三、本會の組織は、國民の共同の利益を追求するものなり。
四、本會の活動は、國民の共同の利益を追求するものなり。
五、本會の組織は、國民の共同の利益を追求するものなり。

理由 (1) 第一、無量の利益は立憲の精神である。社民、労働

の利益は絶えずに之を要する。

(2) 資本の増殖、労働者の利益を争うものなり。其の利益を争うものなり。其の利益を争うものなり。其の利益を争うものなり。